・一の分担業務分野を複数の構成員が共同して実施しないこと。
・一の構成員が新たに設定した分担業務分野のみを担当する場合は、当該分野の主任担当技術者が当該分野における業務実績を有していること。

4）配置予定管理技術者の資格に関する要件

配置予定管理技術者については、一級建築士であり、参加表明書及び企画提案書提出時点において建築士法第22条の２に定める期間内に同条に定める定期講習を受講していること（ただし、建築士法施行規則第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項イに該当する場合を除く。）。

※配置予定管理技術者が保有する資格について、合格証明書等の写しを提出すること。併せて、建築士定期講習の受講等の確認方法として、下記のものを添付する。

・建築士法施行規則「第17条の36」「第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項ロ、ハ（同条第２項及び第３項において準用する場合を含む。）」の場合。

最後に受講した定期講習の修了証の写しまたは日本建築士会連合会等の発行する「建築士登録内容」の写し。ただし、参加表明書等の提出期限において、定期講習の受講年月日から起算してその翌年度開始日から３年以内であるものとする。

・建築士法施行規則「第17条の37第１項１一級建築士定期講習の項イ（同条第２項及び第３項において準用する場合を含む。）」の場合。

合格証書の写しまたは日本建築士会連合会等の発行する「建築士登録内容」の写し。ただし、参加表明書等の提出期限において、建築士試験の合格年月日から起算してその翌年度開始日から３年以内であるものとする。

5）配置予定管理技術者等の業務実績に関する要件

①　配置予定管理技術者及び各主任担当技術者は、平成18年度以降に完了した以下に示す同種または類似業務において実施した１件の実績を有さなければならない。ただし、業務の実績のうち、契約金額が500万円未満、業務成績の相互利用機関と適応対象に基づく業務成績が付されている場合、60点未満の場合は実績として認めない。

また、中部地方整備局（港湾空港部を除く）が発注した業務のうち、平成18年４月１日から公告日現在までに、管理技術者として従事した建築関係コンサルタントに係る業務成績において、60点未満の業務成績が複数あるものは配置できない。

なお、照査技術者としての実績は認めない。

同種業務：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造の「庁舎、事務所、研修施設又は類似施設」の地上３階建て以上かつ延べ面積4,500㎡以上の新築又は増築の設計業務

類似業務：鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、あるいは鉄骨造の「庁舎、事務所、研修施設又は類似施設」の地上３階建て以上かつ延べ面積3,000㎡以上の新築又は増築の設計業務

※１　研修施設とは、国土交通省告示第十五号、別添二に掲げる建築物の類型八の第１類又は十二の第２類の研修所を示す。

※２　類似施設とは、複合用途の施設で事務室、会議室、研修室、人文科学系の研究室及びこれらに類する室、（いずれも空気調和設備を有する部分に限る。）の面積（これに付随する共用部分も含む。）が当該施設の延べ床面積の過半を占めるか、又は当該部分の延べ床面積が同種業務の場合は4,500㎡以上、類似業務の場合は3,000㎡以上ある施設を指すものとする。

※３　設計業務とは、基本設計及び実施設計を含む設計業務とする。（建築設備設計も同様とする。）

※４　延べ床面積は、新築の場合は１棟、増築の場合は増築部分の面積とする。

②　参加表明書等の提出日において、管理技術者及び主たる分担業務分野（総合分野）の主任担当技術者は、参加表明書及び企画提案書の提出者と直接かつ恒常的な雇用関係があるものであること。また、本業務の履行期間中は、本業務の受注者と直接かつ恒常的な雇用関係があるものであること。

※管理技術者及び主たる分担業務分野（総合分野）の主任担当技術者における直接かつ恒常的な雇用関係の確認方法として、下記のものを添付する。

・直接かつ恒常的な雇用関係とは、配置予定技術者が直接かつ恒常的な雇用関係があることが証明できる資料（雇用保険に加入している場合は雇用保険証の写し、あるいは、事業所名称の記載されている健康保険被保険者証の写し）の提出により証明ができる者をいう。なお、代表取締役等の社内関係者等による雇用証明・就業証明・所属証明等は不可とする。ただし、健康保険法の改正による、事業所名称の記載が省略された健康保険被保険者証の写しと雇用保険に加入している場合における旧雇用保険証（事業者の記載がない）写しの両方を同時提出する場合に限り、代表取締役等の社内関係者等による雇用証明・就業証明・所属証明等を合わせた提出は可とする。

③　提出期限以降における参加表明書、企画提案書及び資料の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書及び企画提案書に記載した配置予定の技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の了解を得なければならない。

6）手持ち業務量に関する要件

①　平成28年11月21日現在における配置予定管理技術者の全ての手持ち業務（本業務は含まない。特定後未契約のものを含む。）は５件以下、主任担当技術者は３件以下であること。

なお、手持ち業務とは管理技術者、担当技術者として従事している、契約金額が500万円以上の業務（ただし、平成29年３月31日までに完了する業務、設計その２業務（設計意図伝達業務）、耐震診断業務は除く。）をいう。

ただし、国土交通省の所管に係る建設コンサルタント業務等（港湾空港関係及び土木工事に係るものを除く。）において、予決令85条に基づく調査基準価格を下回る場合で契約がなされた業務を手持ち業務として有する場合には、配置予定管理技術者等の手持ち業務の件数が３件以下である者でなければならない。

②　本業務の履行期間中は配置予定管理技術者等の手持ち業務量が①に示す件数を超えないこととし、超えた場合には、遅滞なくその旨を報告しなければならない。その上で、業務の履行を継続することが著しく不適当と認められる場合には、当該配置予定管理技術者等を、以下の⑴から⑷までのすべての要件を満たす技術者に交代させる等の措置請求を行う場合があるほか、業務の履行を継続する場合であっても、本業務の業務成績評定に厳格に反映させるものとする。

⑴　当該配置予定管理技術者と同等の同種又は類似業務実績を有する者
⑵　当該配置予定管理技術者と同等の技術者資格を有する者
⑶　平成23年度以降（過去５年間）の地方整備局等建築設計等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績の平均点が当該配置予定管理技術者と同等以上の平均点を有する者又は平成23年度以降（過去５年間）の同種又は類似業務における地方整備局等建築設計等委託業務等成績評定要領に基づく業務成績が75点以上である者
⑷　手持ち業務量が当該業務の入札説明書又は特記仕様書において設定している配置予定管理技術者の手持ち業務量の制限を超えない者

7）企画提案書に関する要件

参加表明者は、次の事項について企画提案書を提出すること。

①　実施方針
②　業務実施体制
③　特定テーマ

本業務において企画提案を求める特定テーマは、以下に示す事項である。

③－１　周辺環境に配慮した施設の配置計画の考え方に関する提案
③－２　耐久性、維持管理、コストに配慮した環境負荷低減に資する施設整備手法に関する提案

3　ヒアリング

ヒアリングは、技術者としての基本的な技術力、企画提案書の内容に関する知識基本事項の確認のみとし、応募要件を満たす者を対象に実施するものとする。

⑴　実施場所：中部地方整備局　会議室
⑵　実施日時：別表④のとおり。